

## 災害対策について

東日本大震災の発生を受けて、東京都では被害想定を変更し、都の地域防災計画を修正した。区においても、地域防災計画を見直し、修正作業を進めている。健康分野における主な変更点は次のとおりである。

### 1 災害時医療救護体制の確立

【資料 2 - 1】

震災発生時には、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道接骨師会から、医療救護班等の派遣を受ける体制が整っている。これまでは発災後に区からの要請を受けて派遣されることとなっていたが、今後は震度 6 弱以上の場合には、関係機関が自動参集するよう見直しを図った。また、東京都の災害医療コーディネーター制度を受け、区においても医療救護活動が円滑になされるよう練馬区災害医療コーディネーターを設置した。医療救護所の医療ニーズを的確に把握し、都災害医療コーディネーターとの情報連絡を密にして、医療救護活動を行う。

### 2 災害時における栄養・食生活支援

【資料 2 - 2】

新しい練馬区地域防災計画では、区民が「自助」「共助」「公助」の意識を持ち、区民相互の絆を強めていく観点から見直しを図っている。栄養・食については、災害発生時にすぐに使える食品や備蓄量の目安などを例示したリーフレット「いざという時の食に備えて」を作成し、食に関する自助の例を示した。

また、共助のさらなる醸成のため、「顔のみえる関係」づくりをキーワードに、区在住・在勤の栄養士、管理栄養士の参加する情報交換会を開催した。さらに、災害時を想定した食材・調理器具により簡単に調理でき、かつ栄養面にも配慮したレシピ集の作成事業を、練馬区協働事業提案制度を利用し公募した。今後は、災害時にも平時にも使える「アイデア満載サバイバルレシピ集」の作成に取り組む。